

受付 4年 11月 21日
午前・(午後) 1時 32分

一般質問 (代表・個人) 通告書

令和 4年 11月 21日

尾張旭市議会議長 殿

氏名 谷口武司

尾張旭市議会会議規則第50条第1項の規定により 12 月
定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問項目の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1 質問事項 3 件

2 質問方法

	1回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問項目 (大項目) ごとの一問一答
<input checked="" type="radio"/>	1回目から 質問事項 (大項目) ごとの一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。



<p>質 問 事 項</p> <p>No. 1</p>	<p>防犯カメラ・監視カメラを活用した安全対策について</p>
<p>要 旨</p>	<p>防犯カメラ・監視カメラを設置することにより、防犯対策・防災対策が普及してきています。本市でも防災対策として本年度設置が進む河川監視カメラの事業がありますが、事業の進行状況を確認させていただくとともに、得られる情報を市民の財産として活用するための情報発信の方法、さらには河川監視カメラで導入するシステムの拡張利用の可能性について聞いていきたいと思えます。</p> <p>また、防犯カメラにおいては、公共的団体向けの一台当たり上限15万円、2分の1補助の「公共団体による防犯カメラ設置事業補助金」や、事業所向けに「小規模企業等補助金」のメニューを設けています。これら補助金の活用状況を確認させていただくとともに、補助金を出して設置した自治会や町内会が設置するカメラの維持管理についての考え方を御確認させていただきます。</p>
	<p>(1) 防犯カメラのメリット、デメリットについて</p> <p>(2) 河川監視カメラ設置事業の状況について</p> <p>(3) 河川監視カメラ設置事業の拡張数と拡張利用の可能性について</p> <p>(4) 防犯カメラの過去5年間の設置台数について</p> <p>(5) 普及する防犯カメラの管理者と今後の維持管理について</p> <p>ア 公共的団体の維持管理状況の確認方法は</p> <p>イ 公共的団体からの管理移譲要望があった場合の対応について</p> <p>ウ 公共的団体への維持管理費用助成について</p>

※申し合わせ事項に留意する。

<p>質問事項</p> <p>No. 2</p>	<p>災害時等、断水が継続する場合の応急給水体制について</p>
<p>要旨</p>	<p>生命は水無しで生きていくことはできません。水は命を育んでいく重要な資源です。</p> <p>和歌山県の水管橋破損や、豊田市明治用水頭首工のように大規模災害が発生しなくても大規模な断水事故は起こり得ることが分かりました。上水の確保と配水は、本来であればボランティアに頼ることの出来ない行政の使命です。本市においても、何らかの理由で春日井市にある高蔵寺浄水場さらには、牧尾ダムや愛知用水が破壊されたり機能不全に陥るような非常事態に、市民に水を配る対策が確保されているのか御確認させていただきます。</p> <p>市民の立場としても、市内で一斉に断水するような事態が発生し、各戸で備蓄する水が尽きたとき、どこで水を手に入れるか把握しておくことは命に関わる最優先事項ですので、災害時の水の確保、配水方法がどのように準備されているのか確認させていただきたいと思っております。</p> <p>(1) 配水施設の耐震化について</p> <p>(2) 尾張旭市地域防災計画における目標水量の確保について</p> <p>ア 目標水量とは</p> <p>イ 目標水量の確保状況について</p> <p>(3) 応急給水拠点の役割と現状について</p> <p>ア 応急給水拠点とは</p> <p>イ 応急給水拠点の整備状況について</p> <p>ウ 応急給水拠点への人員配置計画について</p> <p>(4) 応急給水拠点での想定給水量を超えた場合の対応について</p> <p>(5) 本市の保有する設備での応急的な水の輸送について</p> <p>(6) 応急給水拠点の整備が行われていない指定避難所への増設について</p>

※申し合わせ事項に留意する。

<p>質問事項</p> <p>No. 3</p>	<p>災害時の物資の備蓄と配布体制について</p>
<p>要旨</p>	<p>地震災害を想定した家屋の耐震化、各家庭での物資の備蓄への啓蒙がなされ多くの市民にとって一般常識化してまいりました。</p> <p>次の段階として、大規模災害時により身近な近隣住民と安否を確認しあい助け合う事が出来るよう、本市では一時避難場所を28か所増設しました。この一時避難場所の活用について令和3年4月に発行した「尾張旭市防災ガイドブック」にも避難者同士が情報交換する場所として明記され、今後は地域の自主防災組織が企画・運営する防災訓練を通じて、その活用方法の浸透が図られていくものと思われまます。</p> <p>さて、家屋倒壊等を要因としたり、一人暮らしで生命に危険を覚える方々は避難所へ誘導したり、親戚や友人宅へ避難していただく啓蒙を進めていますが、各家庭での物資が尽きた時にどこで食料や飲料水が手に入るか以外に知られていないのが現状ではないでしょうか。</p> <p>本市の計画する備蓄物資量や想定配布人数、配布の計画についてお伺いしていきたいと思ひます。そして、一時避難場所を名称だけの増設にせず、避難所を中心とした地元自主防災組織のネットワークを構築し、避難所と一時避難場所間に情報、人、物資が流れるビジョンを行政と市民が共有する必要があると思ひます。</p> <p>(1) 計画する備蓄物資量と想定配布人数について</p> <p>(2) 備蓄物資の配布方法について</p> <p>ア 市民への備蓄物資の配布場所について</p> <p>イ 備蓄物資の分配先での保管場所について</p> <p>ウ 備蓄物資配布に関わる人員配置計画について</p> <p>(3) 被害が長期化し、備蓄物資量を超えた場合の対応について</p> <p>(4) 備蓄物資配布場所や配布方法のガイドブックへの明記について</p> <p>(5) 備蓄物資配布に関して自主防災組織との連携について</p>

※申し合わせ事項に留意する。